

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成28年11月25日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 入札執行者

静岡県立中央図書館長 河原崎 全

2 担当部局

〒422-8002 静岡県静岡市駿河区谷田53番1号

静岡県立中央図書館総務課総務係

電話番号 054-262-1242

3 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第5号
- (2) 業務名 平成28年度静岡県立中央図書館マイクロフィルム複製業務委託
- (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田53番1号
- (4) 業務概要 静岡県立中央図書館マイクロフィルム複製業務委託
- (5) 業務期間 平成29年1月5日から平成29年3月15日まで
- (6) 入札方法 総価による。郵送又は電送による入札は認めない。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格において、「複写・航空写真」又は「写真機材」の営業種目について、競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 当該業務と同等の業務を請負った実績を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 国文学研究資料館と取引のできる者であること。

## 5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を平成28年12月7日（水）午後5時までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

## 6 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

公告の日から平成28年12月5日（月）までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

### (2) 配布場所

上記2に同じ

### (3) 配布方法

無料で直接配布する。

## 7 入札執行の日時及び場所

日時 平成28年12月19日（月）午後1時30分

場所 静岡市駿河区谷田53番1号 静岡県立中央図書館 副館長室

## 8 その他

### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は、入札金額の100分の5以上を現金により納めなければならない。

イ 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を現金により納めなければならない。

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

### (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 詳細は入札説明書による。